

日光市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査の対象 社会福祉課、高齢福祉課、子ども家庭支援課
- 2 監査の期間 令和5年1月19日～令和5年2月1日
- 3 監査の結果 別紙のとおり

## 令和4年度 定例 監査 結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

### 3 監査の対象

社会福祉課

### 4 監査の期間

令和5年1月19日～令和5年2月1日

### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年11月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

### 7 監査の結果

#### (1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

#### (2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 生活保護費返還金の債務者は、資力が乏しくその対応は困難であるが、解消に向け案件ごとの徴収計画を立て、粘り強く交渉に努められたい。一方、徴収不能な債権をいつまでも管理することは、合理性を欠くこととなるため、不納欠損処理を厳正に進められたい。

(2) 障がい福祉事業所における共同・新規受注開拓業務は、他市と比較しても十分な実績を

残しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、サービスの受注件数が減少している。農業分野と福祉分野が連携した「農福連携」への取り組みを支援されたい。

## 令和4年度 定例 監査 結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

### 3 監査の対象

高齢福祉課

### 4 監査の期間

令和5年1月19日～令和5年2月1日

### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年11月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

### 7 監査の結果

#### (1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

#### (2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 介護サービスの需要増と保険給付の増が見込まれるなか、介護予防や重度化防止、給付の適正化により介護保険料の負担増を抑制し、介護保険事業の継続的な運営に努められたい。また、介護職員の不足、特に山間部における人材の確保は大きな課題であり、介護職員の育成に努められたい。

## 令和4年度 定例 監査結果

### 1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

### 3 監査の対象

子ども家庭支援課

### 4 監査の期間

令和5年1月19日～令和5年2月1日

### 5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

### 6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年11月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

### 7 監査の結果

#### (1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

#### (2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### 8 意見及び要望

(1) 子どもの居場所づくり事業業務委託において、十分な養育を受けられない子供や子育てに困難を抱えている養育者を支援するための居場所を提供している。関係各課等と連携し、様々な困難を抱える子どもや養育者の早期発見に努められたい。

(2) 子育て支援事業の子ども食堂事業と高齢者支援事業の訪問給食事業など事業内容が近い事業または重なる事業について、関係各課及び事業者の連携による事業の効率化を検討されたい。